令和3年12月吉日

ご加入事業所　様

鯖 江 商 工 会 議 所

会頭　黒田　一郎

(公印省略)

特定退職金共済制度の規約利率改定について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　平素は、当商工会議所の共済制度につきまして格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　また、特定退職金共済制度へのご加入賜り、誠にありがとうございます。

さて、特定退職金共済制度につきまして、昨今の超低金利政策に伴う予定利率の引き下げ等により、現行のままでは制度の維持が難しくなってまいりました。そこで、将来に渡って安定した当制度の健全化を図るために、令和4年1月1日より下記のとおり規約利率を変更したく存じます。

ご加入事業所様におかれましては、何卒、事情ご賢察の上、ご了承賜り、このたびの改定の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後とも従前に変わらぬご愛顧を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

* 改定日　　　　　令和　４　年　１　月　1　日
* 変更後の規約利率　　　　0.5％から0.4％

　　　＊なお、制度改定日以前に積み立てられた金額についての変更はございません。

　　　（令和3年12月27日（月）口座振替分から対象となります）

以上